

## 第6 発行者の参考情報

### 環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針

平成14年12月24日

環 境 省

環 境 事 業 団

#### 1. 基本方針

平成13年12月19日閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、環境事業団の債権管理回収業務については、「特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る。」こととされた。このため、環境事業団の一般業務勘定における債権・債務の独立行政法人への移管に向けて、以下の債権・債務の処理方針を定めることとした。

- ① i) 環境事業団は、平成15年度中に、一般業務勘定において破産更生債権と分類されている全ての債権及び貸倒懸念債権と分類されている債権のうち償却適状となった債権の償却処理を行う。
- ii) 上記の処理を行うため、事業団による自己資本の活用、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を前提として、環境省は、処理財源として貸倒引当交付金を要求するとともに、事業団は債権回収と借入金償還の間における資金収支上のミスマッチに対し、民間借入金等による資金調達を行う。
- ② i) 事業団一般業務勘定の債権・債務を承継する独立行政法人「環境保全再生機構（仮称）」（以下、「独立行政法人」という）は、設立後最初の第1期中期計画期間（平成16年度～平成20年度）中に、業務目標として、貸倒懸念債権として分類されている債権のうち、返済確実性の認められない全ての債権の償却処理を終了する。更に、第2期中期計画期間（平成21年度～平成25年度）終了時まで（以下、平成16年度～平成25年度の期間を「集中処理期間」という）に、間接償却を含め、償却処理を完了するものとする。
- ii) 独立行政法人が引き続き上記① ii)と同様の最大限の自助努力を行うことを前提として、中期計画に定める償還見通しに基づき、環境省は、承継勘定の債権管理回収業務を円滑に実施するために必要な補助金を要求する。当該補助金

は、集中処理期間中、各年度の債権償却上必要な限りにおいて、予算の定めるところにより、できる限り平準的な額によって、交付され得るものとする。このため、政府が当該補助金を予算の定めるところにより交付することができるよう、環境省は独立行政法人設置法における規定整備を要求する。

環境省は、当該補助金について、各年度の予算要求に際し、責任を持って所要額の要求を行うものとする。

iii) 独立行政法人においても、引き続き、債権回収と借入金償還の間における資金収支上のミスマッチに対し、民間借入金等による資金調達を行う。なお、この資金調達の一部として、集中処理期間において、財政融資資金からの借入れ（借入期間3年）を要求する。

③ 環境省は、平成15年度及び集中処理期間において、政府保証を付さない債券発行による資金調達を円滑かつ効率的に行い難い止むを得ない事情がある場合には、事業団及び独立行政法人の民間借入もしくは発行債券に対して政府保証が付与されることを可能とするよう法規定の整備を要求する。

④ 今後、経済社会状況の変化を考慮してもなお、設立時における業務目標の達成について問題があると認められる場合には、更なる独立行政法人の自助努力等、処理方針の見直しを行うこととする。見直しにあたっては、環境省は十分な時間的余裕をもって財務省に説明し、協議するものとする。

## 2. 償却業務

① 環境事業団は、平成14年度以降平成15年度末までに、一般業務勘定において、現時点において、破産更生債権として分類されている債権（平成13年度末債権残高ベース）約220億円及び、現時点において、貸倒懸念債権として分類されている債権のうち償却適状となった債権の償却を行う。

② 未收利息のうち、平成13年度末残高ベースでの回収不能見込額（約50億円）については、平成15年度末までに償却を終了する。

③ 独立行政法人は、第1期中期計画期間中に、現時点における貸倒懸念債権中、各時点における相手方の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、迅速に償却処理を終了する。更に、第2期中期計画期間中に、間接償却を含め、償却処理を完了する。

独立行政法人は、この償却見通しを業務目標として、厳正かつ迅速な回収を図

ることとする。

- ④ なお、万一、償却債権額及び貸倒損失額が上記の業務目標の見通しを上回る事態となった場合には、業務目標未達成として、改めて、独立行政法人の回収業務の見直し、更なる経費削減等、環境省関与の下、同法人の債権・債務処理方針の見直しを行う。
- ⑤ 環境省は、独立行政法人の中期計画遂行に関し、計画策定・改訂時その他必要な時点において、償還計画・財源等を明示のうえ、十分な時間的余裕を持って財務省に協議する。

### 3. 回収業務

環境事業団及び独立行政法人は、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

#### ①返済懲憑

「貸倒懸念債権」中、財務状況からみて返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題がある者に対しては、RCC等への外部委託も含め厳正に返済を懲憑し、回収を強力に促進する。

#### ②法的処理

「破産更生債権」及び財務状況からみて返済確実性の認められない「貸倒懸念債権」に対しては、平成20年度までに集中的に償却処理を行う。

このため、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が必要と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

#### ③債権分割

特定の組合員企業の破綻により組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行うこと等により回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記①～③の方法等により、独立行政法人の第1期中期計画期間中に、正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を見込む。

### 4. 自助努力による処理財源等調達

- ① 環境事業団は、上記の償却処理を行うため、自己資本（６７億円）中、平成１５年度末に独立行政法人及び特殊会社「日本環境事業株式会社（仮称）」に承継する資本金として留保する金額を除き、平成１５年度末に全額を償却財源とする。留保金額は、平成１５年末までに確定することとするが、上限を７億円とする。その他、諸引当金の充当等により、処理財源を確保する。
- ② 事業団は、自助努力として平成１４年度に５０億円の政府保証を付さない債券発行を行うこととし、引き続き事業団・独立行政法人は平成１５年度以降平成２５年度までの集中処理期間中に各年度５０億円以上を発行する。なお、集中処理期間後の平成２６年度以降の資金不足については、独立行政法人は政府保証を付さない債券発行等自助努力による資金調達を行う。
- ③ 事業団は、役員給与については、平成１５年度において役員賞与の削減等を行うとともに、平成１６年度における独立行政法人への移行後は移行に際しその設立の趣旨に沿って当該独立行政法人の定めるところによることとする。また、職員給与については、平成１６年度における独立行政法人への移行に際し公害健康被害補償予防協会の給与水準との格差の調整を図る前提として、平成１５年度中に事業団職員の給与水準を同協会職員の給与水準と実質的に同等の水準まで引き下げるよう努めることとする。このため、昇給・昇格の原則停止、賞与の削減、役職手当の削減等の削減措置を実現できるよう努めることとする。
- ④ 独立行政法人における自助努力による処理財源の調達に関しては、業務目標に鑑み、その効率性・適切性に問題があるときは、見直しを行う。

## ５．貸倒引当交付金（補助金）

環境省は、独立行政法人が中期計画に定める償還見通しに基づき、承継勘定における債権管理回収業務を円滑に実施するための補助金を要求する。当該補助金は、集中処理期間中、各年度の債権償却上必要な限りにおいて、できる限り平準的な額により、交付され得るものとし、予算の定めるところにより各年度４０億円を目途とする。このため、独立行政法人設置法において、政府が当該補助金を予算の定めるところにより交付することができるよう、規定整備を要求する。

環境省は、当該補助金について、各年度の予算要求に際し、責任を持って所要額の要求を行うこととする。

なお、繰越損失の発生による借入金の増加等により、当面、利払いが利子収入を上回ることから、この間、上記補助金と合わせ、利子補給のための補助金を、第１期中期計画期間中、総額約７０億円要求する。その後、償却額が業務目標を上回る等によ

り、引き続き利子補給金の交付を求める場合には、独立行政法人の債権・債務処理方針の見直しの一環として、財務省と協議する。

## 6. 政府保証民間借入金等

環境事業団及び独立行政法人においては、当面、借入金償還額が債権回収収入額を上回り、後に、債権回収収入額が借入金償還額を上回る見通しである。この間の資金不足に対する資金調達には、政府保証を付さない債券発行によるものとする。

ただし、環境省は、平成15年度及び集中処理期間において、政府保証を付さない債券発行による資金調達は円滑かつ効率的に行い難い止むを得ない事情がある場合には、事業団及び独立行政法人の民間借入もしくは発行債券に対して政府保証が付与されることを可能とするよう法規定の整備を要求する。

## 7. 財政融資資金

環境省は、事業団が既に着手した建設譲渡事業の事業期間中の事業費に関し、上記の債権・債務処理策により財政融資資金の償還確実性が充足されることを前提として、財政融資資金の借入を要求する。

また、集中処理期間において、独立行政法人の債権回収と財投借入金償還に係る期間のミスマッチと認められる所要の金額について、環境省は財政融資資金の借入れ(借入期間3年)を要求する。